第六十六条第二項中「（保険業法に規定する相互会社を除く。）」を削り、同条第六項を次のように改める。

6　内国法人である普通法人のうち各事業年度終了の時において次に掲げる法人に該当するものについては、第二項の規定は、適用しない。

一　保険業法に規定する相互会社（次号ロにおいて「相互会社」という。）

二　次に掲げる法人との間に当該法人による完全支配関係がある普通法人

イ　資本金の額又は出資金の額が五億円以上である法人

ロ　相互会社（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）

ハ　第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人（次号において「受託法人」という。）

三　受託法人

第六十七条第一項中「ものを除く。）をいう」を「ものにあつては、前条第六項第二号に掲げるものに限る。）をいい、清算中のものを除く」に改め、同条第三項第一号中「又は分割前事業年度」を削り、「の規定を適用しないで」を「に規定する資産及び負債の同項に規定する譲渡がないものとして」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「同項第一号に係る部分の金額」を「同項第一号に掲げる金額にあつては、第三十八条第一項（法人税額等の損金不算入）の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されない法人税の額並びに当該法人税の額に係る地方税法の規定による道府県民税及び市町村民税（都民税及びこれらの税に係る均等割を含む。）の額に係る部分の金額」に、「同条第二項」を「第二十六条第二項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　第二十五条の二第一項（受贈益の益金不算入）の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されなかつた金額

第六十九条第五項中「、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項」を「又は適格現物出資（以下この項」に、「適格組織再編成」を「適格合併等」に、「、現物出資法人又は事後設立法人（」を「又は現物出資法人（」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「適格分社型分割」を「適格分割又は」に改め、「又は適格事後設立」を削り、「この号」を「第七項まで」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人（次項及び第七項において「分割法人等」という。）」に改め、同号を同項第二号とし、同条第六項中「適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項及び次項において「適格分割等」という。）」を「適格分割等」に、「分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（次項において「分割法人等」という。）」を「分割法人等」に改め、同条第七項中「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、「分割前三年内事業年度又は」を削り、同条第八項中「適格組織再編成」を「適格合併等」に改める。

第七十条中「第百三十四条の二第一項」を「第百三十五条第一項」に改める。

第七十一条第一項中「、連結子法人」を「及び連結子法人」に改め、「及び連結法人が当該連結法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合（第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日に当該分割型分割を行つた場合を除く。）の当該分割型分割の日の前日の属する事業年度」を削り、同項第一号中「支出すべき」を「その普通法人に帰せられる」に改める。

第七十二条第三項中「第七項及び第十一項」を「第六項及び第十項」に、「第六項」を「第四項」に改める。

第七十四条第一項中「（清算中の内国法人である普通法人及び清算中の協同組合等を除く。）」を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　清算中の内国法人につきその残余財産が確定した場合には、当該内国法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度に係る前項の規定の適用については、同項中「一月以内」とあるのは、「一月以内（当該翌日から一月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日まで）」とする。

第七十五条の二第一項中「、当該各事業年度」の下に「（残余財産の確定の日の属する事業年度を除く。）」を加える。

第八十条第一項中「当該内国法人の連結事業年度前の各事業年度、連結法人である当該内国法人が連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この項において同じ。）において当該内国法人を分割法人とする分割型分割（第五十七条第九項第一号イ及びハ（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）に掲げるものを除く。）を行つた場合の当該連結親法人事業年度開始の日の属する事業年度（当該内国法人が第四条の三第九項第二号又は第十一項第二号（連結納税の承認の申請）に掲げる法人である場合には、これらの号に規定する事業年度）前の各事業年度及び連結子法人である当該内国法人が第五十七条第九項第二号に規定する最初連結親法人事業年度において当該内国法人を被合併法人とする合併（当該内国法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人が合併法人となるものに限るものとし、第五十七条第九項第二号イに掲げるものを除く。）を行つた場合の当該最初連結親法人事業年度開始の日の属する事業年度前の各事業年度」を「欠損事業年度が次の各号に掲げる事業年度に該当する場合には、当該各号に定める事業年度」に改め、同項に次の各号を加える。

一　連結事業年度後の事業年度　当該連結事業年度前の各事業年度

二　内国法人（連結子法人に限る。）の第五十七条第八項第一号（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）に規定する最初連結期間（以下この号において「最初連結期間」という。）内に当該内国法人を被合併法人とする合併（当該内国法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を合併法人とするものに限る。）が行われた場合（当該合併の日が当該最初連結期間の開始の日である場合を除く。）又は当該内国法人の最初連結期間内に当該内国法人の残余財産が確定した場合（当該残余財産の確定の日が当該最初連結期間の終了の日である場合を除く。）　当該合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日の属する事業年度　当該事業年度前の各事業年度

第八十条第四項中「及び第五十七条第二項に規定する合併類似適格分割型分割後の解散」及び「会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による」を削り、「同条」を「第五十七条」に改める。

第八十一条の三第一項中「益金不算入）の下に「及び第二十六条第三項（還付金等の益金不算入）を「損金不算入）」の下に「、第四十条（法人税額から控除する所得税額の損金不算入）、第四十一条（法人税額から控除する外国税額の損金不算入）及び第五十七条から第五十八条まで（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し等）」を加える。

第八十一条の四第一項中「受ける」を削り、「のうち、連結法人株式等」を「を受けるときは、その配当等の額（完全子法人株式等」に、「第三項」を「第四項」に、「の百分の五十に相当する金額、連結法人株式等に係る配当等の額並びに関係法人株式等に係る配当等の額」を「にあつては、当該配当等の額の百分の五十に相当する金額）」に改め、同条第八項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に、「連結法人株式等」を「完全子法人株式等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「連結法人株式等とは、連結法人」を「完全子法人株式等とは、配当等の額の計算期間を通じて連結法人との間に完全支配関係があつた他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く。）に、「のうち」を「として」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「連結法人株式等及び関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る配当等の額又は関係法人株式等に係る配当等の額につき」を削り、「それぞれ次に掲げる金額」を「次に掲げる金額の合計額」に改め、同項第二号を削り、同項第一号中「連結法人株式等」を「完全子法人株式等」に改め、同号を同項第三号とし、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一　その保有する完全子法人株式等につき当該連結事業年度において受ける配当等の額の合計額

二　その保有する関係法人株式等につき当該連結事業年度において受ける配当等の額の合計額から当該負債の利子の額のうち当該関係法人株式等に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額